

6 利用調整の指数・同一指数の場合の優先順位について

認可保育所等の入所は、提出された書類等をもとに、①～③のとおり保育を必要とする状況に応じて指数(点数)をつけ、指数が高いほど保育所を必要とする度合いが高いと判断して、利用調整します。

指数のつけ方

- ①保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた基準指数をつけます。
- ②条件に該当する場合、調整指数(加算または減算P26・27参照)をつけます。
- ③基準指数と調整指数を合算し、指数を決定します。

保護者1 基準指数 + 保護者2 基準指数 + 調整指数 = 合計指数

※保護者1人につき、保育を必要とする事由が複数ある場合は、より必要度の高い主たる事由の指数のみを適用します。
 ※締切日(P6・7・9参照)までに提出された書類をもとに、指数をつけます。

指数のつけ方…(例)就労の場合

No.	項目	記 載 欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日～ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名 称 住 所
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日
		平日 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
		土曜 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
		日祝 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分)	
	就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
7	就労実績 <small>※日数に有休日数を含み、 時数は1日あたり24時間とします。</small>	主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
		年月 年 月 日 年月 年 月 日 年月 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
8	産前・産後休業の取得 <small>※取得予定を含む。</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日～ 年 月 日
9	育児休業の取得 <small>※取得予定を含む。</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日～ 年 月 日
10	産休・育休以外の 休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他() 期間 年 月 日～ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 <small>※取得予定を含む。</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日～ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士としての勤務経験の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無
14	雇用の目的(第1志望)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定
15	入所内定時育休継続可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否
16	育休延長可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日～ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 年 月 日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中
		児童名 生年月日 年 月 日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中

基準指数は労働契約上の就労常態の「就労日数」「就労時間」でつけ、整合性の有無は「就労実績」で判断します。

短時間勤務制度利用の場合はP18をご確認ください。

利用調整の方法

- ①各保育所の入所希望者全てをクラス年齢ごとに、合計指数の高い方順に並べます。
- ②園ごとの募集人数に基づき、指数が高い順に内定者を決定します。また、同一指数で並んだ場合は、同一指数の場合の優先順位(P28参照)の①から順に(①)→(②)……→(⑦)内定者を決定します。

POINT

第1希望の申込人数が入所可能数(予定)内であったとしても内定となるわけではありません。第1希望から第7希望まで、全ての申込みをあわせて指数により利用調整します。

(例) ○○保育園

Aさん 第2希望:合計指数[42] Bさん 第1希望:合計指数[40]

指数[42]のAさんが第1希望の園に決まらなかった場合、○○保育園は指数[42]のAさんが内定となります。

兄弟姉妹同園入所・転園への取り組み（4月入所選考のみ適用）

区では、地域で入所しやすい環境を整えるため、これまで認可保育所の整備を中心に待機児童対策を行った結果、7年連続待機児童ゼロを達成しました。

入所状況が改善したことから、以下の1～3のいずれかの条件に該当する場合は優先的に利用調整を行い（※1）、兄弟姉妹が別園となる保護者・児童の負担を軽減できる環境を整えます。

- 1 杉並区民である兄弟姉妹が引き続き利用している認可保育所等を第一希望とした入所・転園の申込みをする場合（※2）（※7）（※8）
- 2 杉並区民である兄弟姉妹が既に別の認可保育所等に在籍していて、同時に、現在通っていない同じ認可保育所等に転園を申込みする場合（※3）
- 3 現在、同じ認可保育所等に通園しているが、区内転居により明らかに通園が困難になった場合（※4）で、同時に、通園が容易になると認められる同じ認可保育所等に転園を申込みする場合（※3）（※5）（※6）

調整指数項番 21 を適用する場合は、上記 1～3 に該当する場合であっても、優先的な利用調整は行いません。

- ※1 入所先の空き数に対し、申込み数が多かった場合は、当該優先的な利用調整の適用を受ける申込児童間で、前頁の「利用調整の方法」に基づき選考を行います。その結果、兄弟姉妹の在籍園に内定できず、かつ他の利用希望保育所があった場合は、一般の利用調整により選考を行います。
なお、条件中の「認可保育所等」とは、杉並区内の認可保育所及び地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く。）を指します。
- ※2 利用希望保育所に在籍する兄弟姉妹が転園申込みをしている場合は、当該優先的な利用調整の対象外となります。
- ※3 「保育所等転園申込書」中、「2人以上の申込みをされる方」欄の「同時同園を希望」を選択し、かつ兄弟姉妹の希望園と希望順位がすべて同一の場合に限り、優先的な利用調整を行います。
- ※4 区内転居により現在通園している園への通園が、公共交通機関を利用しても30分以上かかるようになった場合を指します。
- ※5 希望園すべてが転居先から30分以内に通園できる場合に限り、希望園のうち1園でも通園に30分以上かかる場合は、希望園すべてに対して優先的な利用調整は行いません。
- ※6 申請時に、①通園時間に関する申告書、②区内転居した又は区内転居することがわかる資料（P11参照）等の提出が必要となります。また、転園が決定した後、区内転居していない又は区内転居しないことが判明した場合は、内定を取り消す場合があります。（転園元には戻れません。）
- ※7 個別連携先施設に在園する園児の兄弟姉妹の個別連携元施設を第1希望とした申込みをする場合も対象となります。（個別連携元施設、個別連携先施設についてはP46を参照してください。）
- ※8 令和7年2月1日までに杉並区民として、個別連携元施設に在園し、令和7年3月31日をもって当該施設の最年長クラスを卒園する方が、個別連携先施設を第一希望とした入所の申込みをする場合であって、当該児童の兄弟姉妹が、当該児童が利用する個別連携元施設または当該児童の申込みをする個別連携先施設へ第一希望で入所・転園の申込みをする場合も対象となります。（この場合において、個別連携先施設が幼稚園の場合も含みます。幼稚園の場合、入園を内定していることが分かる書類が必要となります。必要書類はP12をご確認ください。）（個別連携元施設、個別連携先施設についてはP46を参照してください。）

（例1）

当該児童	[kanga ルーのへや] を卒園予定で、「世尊院幼稚園」を第一希望とした入園手続き
弟または妹	[kanga ルーのへや] を第一希望とした入所・転園申込み＝優先的に利用調整を行います ※当該児童が「世尊院幼稚園」への入園を内定していることが分かる書類を提出した場合に限り

（例2）

当該児童	[マザーズハート成田東園] を卒園予定で、「杉並の家さくら」を第一希望とした入所の申込み
兄弟姉妹	[杉並の家さくら] を第一希望とした入所・転園申込み＝優先的に利用調整を行います

●基準指数

No.	事由	保護者の状況	指数	備考		
1	就労	月20日以上就労	週40時間以上の就労を常態とする場合	20	(注)P25 ※参照 ※育児休業が切れて休職する場合は「就労内定」扱いとなる。 ※自営業等で育児休業制度がなく、出産月の翌月から4か月以上休まれる場合は「就労内定」扱いとなる。 例) 8/10出産の場合、出産月の翌月である9/1から4か月経つ1/1までに活動再開しない場合は「就労内定」扱い。	
		月16日以上就労	週32時間以上の就労を常態とする場合	18		
		月12日以上就労	週24時間以上の就労を常態とする場合	16		
			週20時間以上の就労を常態とする場合	14		
			週16時間以上の就労を常態とする場合	12		
			週12時間以上の就労を常態とする場合	10		
		週3日以上交替制による勤務等	週40時間以上の就労を常態とする場合	20		
			週32時間以上の就労を常態とする場合	18		
			週24時間以上の就労を常態とする場合	16		
			週20時間以上の就労を常態とする場合	14		
			週16時間以上の就労を常態とする場合	12		
週12時間以上の就労を常態とする場合	10					
月48時間以上の就労を常態とする場合	8					
2	就労内定	月20日以上就労内定	週40時間以上の就労を常態とする場合	16	就労時間、勤務日数の拡大予定も含む。	
		月16日以上就労内定	週32時間以上の就労を常態とする場合	15		
		月12日以上就労内定	週24時間以上の就労を常態とする場合	14		
			週20時間以上の就労を常態とする場合	12		
			週16時間以上の就労を常態とする場合	10		
			週12時間以上の就労を常態とする場合	8		
		週3日以上交替制による勤務等の就労内定	週40時間以上の就労を常態とする場合	16		
			週32時間以上の就労を常態とする場合	15		
			週24時間以上の就労を常態とする場合	14		
			週20時間以上の就労を常態とする場合	12		
			週16時間以上の就労を常態とする場合	10		
週12時間以上の就労を常態とする場合	8					
月48時間以上の就労を常態とする場合	7					
3	就学・職業訓練	就学時間	月20日以上就学	週40時間以上又は月160時間以上の就学を常態とする場合	20	※就学とは、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校、職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練を指します。 ※上記教育施設等が実施する通信教育の場合は、月48時間以上の授業の受講が必要となります。 ※就学時間、就学種別の両方の項目に該当する場合はより高い指数を適用します。
			月16日以上就学	週32時間以上又は月128時間以上の就学を常態とする場合	18	
			月12日以上就学	週24時間以上又は月96時間以上の就学を常態とする場合	16	
				週20時間以上又は月80時間以上の就学を常態とする場合	14	
				週16時間以上又は月64時間以上の就学を常態とする場合	12	
				週12時間以上又は月48時間以上の就学を常態とする場合	10	
	就学種別	就学期間が6か月以上である専修学校、大学若しくは大学院（卒業が国家資格取得の要件又は国家資格取得試験の受験資格となるものに限る。）又は職業訓練校（以下「専修学校等」という。）に就学している場合	18			
		就学期間が6か月未満である専修学校等に就学している場合	15			
		その他大学又は大学院に就学している場合	12			
	その他就学をしている場合	8				

No.	事由	保護者の状況		指数	備考	
4	就学・ 職業訓練 (予定)	就学 時間	月20日以上の上の就学	週40時間以上又は月160時間以上の就学を常態とする場合	16	※前ページNO.3の備考 参照
			月16日以上の上の就学	週32時間以上又は月128時間以上の就学を常態とする場合	15	
			月12日以上の上の就学	週24時間以上又は月96時間以上の就学を常態とする場合	14	
				週20時間以上又は月80時間以上の就学を常態とする場合	12	
				週16時間以上又は月64時間以上の就学を常態とする場合	10	
			就学 種別	就学期間が6か月以上である専修学校、大学若しくは大学院（卒業が国家資格取得の要件又は国家資格取得試験の受験資格となるものに限る。）又は職業訓練校（以下「専修学校等」という。）に就学予定の場合		
		就学期間が6か月未満である専修学校等に就学予定の場合		12		
		その他大学又は大学院に就学予定の場合		10		
		その他就学予定の場合		7		
		5	不存在	死亡・離婚・遺棄・拘禁等		
6	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育が困難な状態		8		
7	疾病	長期入院(1か月以上)		20		
		常時臥床・感染症疾患		20		
		精神疾患	精神障害者保健福祉手帳1・2級程度			20
			上記以外の程度			16
		次に掲げるいずれかの場合 ●長期安静（1か月以上）を要する状態 ●週3日以上通院・加療をしている状態 ●国・都が指定する難病または介護保険法施行令に基づく特定疾病が原因で週1日以上の上の通院もしくは加療を要する状態		16		
上記以外の一般療養		12				
8	心身障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1・2級		20		
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級		16		
		身体障害者手帳4級		12		
9	介護・看護	月20日以上	日中1人で次に掲げるいずれかの者を在宅介護している状態 ●要介護4・5の高齢者 ●身体障害者手帳1・2級（※1） ●愛の手帳1・2度（※1） ●精神障害者保健福祉手帳1・2級（※1）	20	※1 入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部について、常時介護を要する者に限る。	
		月16～19日		18		
		月12～15日		16		
		月20日以上	日中1人で次に掲げるいずれかの者を在宅介護している状態 ●要介護3の高齢者 ●身体障害者手帳1、2級（※1を除く）・3級 ●愛の手帳1、2度（※1を除く）・3、4度 ●精神障害者保健福祉手帳1、2級（※1を除く）・3級	16		
		月16～19日		14		
		月12～15日		12		
		病院等付添い(週4日以上)		16		
		上記以外で、在宅介護・看護をすることが必要と認められる状態		12		
10	災害復旧	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な状況		20		
11	求職活動 (起業準備を含む)	早急に就職しなければならない状況		7		
		上記以外の状況		1		
12	その他	特に区長が必要と認めた状態		20		
		その他、保育が必要と認められた状態		1		

※同じ認定事由内で複数の項目に該当する場合、より高い指数を適用します。※就労時間には休憩時間を含みます。

※育児・介護休業法に基づく「育児休業」を取得している場合は、休業前の就労日数及び就労時間により、No.1 就労の指数を適用します。

※No.1就労で、育児のための時間短縮勤務制度を取得の場合 ①就労時間を短縮する場合は、1日あたり4時間以上の就労常態に限り、通常就労時間の指数で利用調整します。②就労日数を短縮する場合は、勤務を要しない日（保育を必要とする事由がない日）が発生するため基準指数が下がります。

●調整指数

項番	対 象		適用有無		指数	適用条件		
			入所	転園				
1	世帯	生活保護世帯		○	△	2	<ul style="list-style-type: none"> ●認定事由が就労または就労内定の場合のみ適用する。 ●入所申込み及び区外からの転園申込みの場合のみ適用する。 	
2		65歳未満の同居人がいないひとり親世帯		○	△	3	<ul style="list-style-type: none"> ●入所申込み及び区外からの転園申込みの場合のみ適用する。 ●同居には、別世帯であっても同一敷地内の建物(集合住宅を含む)に居住している場合を含む。 	
3		ひとり親世帯に準ずる世帯		○	△	2		
4		65歳未満の同居人がいないひとり親世帯で、就労内定の証明(月20日以上)が提出されている場合		○	△	4		
5	保護者	障害	保護者が身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかに該当する方		○	○	1	認定事由が就労、就学(職業訓練)の場合のみ適用する。
6	児童	兄弟姉妹等	保護者と同一の世帯にいる子を年齢の高い順に数えて3番目以降の児童の申込み		○	○	4	3番目以降の児童が双子以上の場合、当該双子内の兄弟姉妹の申込みも適用する。
7	世帯		生計を一にする子が3人以上いる世帯		○	○	1	
8	児童		双子以上が同時に同じ認可保育所等の利用を申込み場合		○	○	1	
9			入所を申込み児童の兄弟姉妹が同時に入所または兄弟姉妹が同時に同じ認可保育所等の利用を申込み場合		○	○	2	※P27(※6)参照
10			兄弟姉妹が利用希望月から引き続き利用している認可保育所等を第1希望とした入所申込みの場合		○	×	3	第1希望の認可保育所等に係る利用調整においてのみ適用する。
11			兄弟姉妹が利用希望月から引き続き利用している認可保育所等を第1希望とした転園申込みの場合		×	○	3	第1希望の認可保育所等に係る利用調整においてのみ適用する。
12	児童	卒園	年齢上限がある保育施設を卒園(進級を希望する際に、再度申込みが必要な場合も含む)し、引き続き区内の認可保育所等の入所を申し込む場合		○	×	4	<ul style="list-style-type: none"> ●4月利用希望の3歳児の入所申込み児童のみ適用する。 ●申込日現在、保護者及び申込み児童が杉並区に住民登録している場合に適用する。 ●当該施設に在籍していることが確認できる場合に適用する。 ●認定事由を理由として保育施設に預けている場合に適用する。
13	児童	再申込	区内の認可保育所等の利用を、保護者の育児休業取得を理由として終了した児童が、当該育児休業明けに再度入所を申し込む場合、または当該児童の弟妹が申し込む場合		○	×	10	<ul style="list-style-type: none"> ●産後休暇中に退所することが条件(育児休業に入った後で退所した場合には適用しない)。 ●利用を終了した月の翌月から利用希望月まで1年以上経過している場合のみ適用する。 ●当該育児休業が当該児童に係る場合を除く。
14	児童	育児休業等	申込日現在、保護者が育児休業を取得している場合		○	×	2	●項番12(卒園)と重複する場合は適用しない。
15			1歳児クラスへの入所申込み		○	×	3	
16			2歳児クラスへの入所申込み		○	×	4	
17	世帯	育児休業等	保護者全員が育児休業制度のない自営業や勤務先に育児休業制度があるが適用対象外の場合であって、出産休暇後、復職(予定)する場合		○	×	4	<ul style="list-style-type: none"> ●給付認定に係る事由が就労又は就労内定(産前休暇前まで引き続き就労していた場合に限る)の場合に適用する。 ●外勤の場合、勤務先の証明がある場合に限る。
			0歳児クラスへの入所申込み		○	×	2	
			1歳児～2歳児クラスへの入所申込み		○	×		

項番	対 象		適用有無		指数	適用条件
			入所	転園		
18	児 童	児童福祉の観点から特に調整が必要な場合	○	○	4	
19	保 護 者	提出書類で、1か月以上の就労実績が確認できない場合	○	○	-2	直近3か月の就労実績で1か月以上の勤務が確認できない場合に適用する。 ※P15参照
20		就労状況(日数・時間等)に対して就労実績に整合性がない場合	○	○	-2 } -12	状況に応じて段階的に減算する。
21	世 帯	希望する認可保育所等に入所できない際に、育児休業を取得(延長)する場合	○	○	-20	「育児休業確認書」の7で「ア」及び「イ」を選択し、希望した場合のみ適用する。
22		過去に利用調整時の入所要件(家庭・就労状況等)と利用開始後の状況が異なっていることが判明した場合または利用期間中に違反行為が判明した場合	○	○	-5	届出義務違反や書類未提出の場合を含む。
23		正当な理由がなく、納付期限経過分の保育料を滞納している場合(卒園児にかかる保育料を滞納している場合を含む)	○	○	-10	
24	保 護 者	保護者が区外に在住し、かつ、区内に在勤または在学している場合	○	○	-5	
25	児 童	申込み児童が医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)第2条第2項に規定する医療的ケア児である場合	○	○	50	医療的ケア児の受入れを実施する園のみ適用する。(P28参照)
26		申込み児童が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親から養育を受けている場合	○	○	2	

※1：上表「調整指数」における「認可保育所等」とは、区内認可保育所、地域型保育事業とします。

※2：入所申込み、転園申込みについては以下の場合となります。

入所申込み… ①現在、区内の認可保育所等を利用していない方が、新たに認可保育所等の入所を申し込む。

②杉並区保育室を利用している方が、新たに認可保育所等の入所を申し込む。

③他自治体の認可保育所等・認定こども園(保育利用に限る。)を利用している方で、当該保育施設の退園が決まっている状態で、認可保育所等の入所を申し込む。

④年齢上限がある認可保育所等を卒園する方が認可保育所等の入所を申し込む。

⑤事業所内保育事業所の従業員枠を利用している方が認可保育所等の入所を申し込む。

転園申込み… ①現在、区内の認可保育所等を利用している方が、別の認可保育所等への転園を申し込む。

②区外の認可保育所等・認定こども園(保育利用に限る。)を利用している方が、杉並区の認可保育所等に決まらなかった際には元の保育施設を利用できる状態で、認可保育所等への転園を申し込む。

※3：調整指数の加減算は基準指数に対して行い、保護者からの申込みに基づき、各月の申込み締切日までに書類等で事実が確認できる場合に適用します。

※4：項番21を適用する場合は、項番1～18、項番25～26は重複して適用しません。

※5：項番1～11、項番13～23、項番25～26は、申込日現在、保護者及び申込み児童(但し、仮受付に係る児童は除く)が杉並区に住民登録をし、かつ、居住している場合または保育の利用を希望する前月末日までに杉並区に転入予定である場合に適用します。

※6：項番9の適応対象について、兄弟姉妹が右記の状況で申込みをする場合、希望園が全て同じであることが条件となります。
希望保育園名や希望数が全て同じであれば、希望順位は問いません。
なお、兄弟姉妹が同時に入所申込する場合、上記条件はございません。

上の子	下の子
入所	転園
転園	入所
転園	転園

※7：項番10と項番11は、個別連携先施設に在園する園児の兄弟姉妹の個別連携元施設を第1希望とした申込みにも適用します。(個別連携施設の一覧についてはP46を参照してください。)

※8：項番12を適用する場合は、項番16は重複して適用しません。

※9：項番1～4は、それぞれ重複して適用しません。(重複して該当する場合は、高位の指数を適用します。)

●同一指数の場合の優先順位

項番	対 象	適用条件
①	申込日現在、申込児童及びいずれかの保護者が杉並区に住民登録し、現に在住している世帯	仮受付に係る申込児童の場合は、いずれかの保護者のみで判断する。
②	障害児認定を受けている児童(障害児指定園を除く)	入所を希望する認可保育所等が障害児の受入が可能な場合に適用する。
③	・入所申込み児童 ・調整指数項番9の適用を受ける転園の申込み児童 ・調整指数項番11の適用を受ける児童	兄弟姉妹が利用していない認可保育所等を第1希望とした転園の申込みの場合は適用しない。
④	申込み児童の保護者が、杉並区内の認可保育所等・定期利用保育事業(但し、民営の施設に限る。)及び認証保育所・幼稚園(長時間預かり保育実施園に限る)・グループ保育室・家庭福祉員・家庭福祉員グループ・認可外保育施設(都の指導監督基準を満たしたベビーホテル)に保育士・保育教諭として勤務し、申込日現在、育児休業中である世帯	令和10年4月入所までの利用調整において適用する。月80時間以上の勤務に限る。区の職員は除く。
⑤	経済的に困窮度が高い世帯(保育料の階層区分がA・B階層に相当する世帯)	確認できる資料が提出された場合に適用する。
⑥	杉並区に住民登録し、引き続き居住している期間(日数)が長い世帯(平成26年4月以降に転出入があった場合は平成26年4月以降の住民登録期間を合算した期間を対象とする。)	保護者のどちらか長い期間を適用する。
⑦	利用希望月に係る保育料決定の算出根拠となる区民税所得割額が低位の世帯	

※上表「同一指数の場合の優先順位」における「認可保育所等」とは、区内認可保育所、地域型保育事業とします。

医療的ケア児の保育施設利用への取り組み(4月入所選考のみ適用)

区では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行をふまえ、地域における医療的ケア児の支援体制の整備を推進しています。この一環として、区内の医療的ケア児が、医療的ケアの実施体制が整った保育所等に入所を希望する場合、優先的な利用調整を実施します。

ただし、医療的ケアの内容や集団保育の中で配慮を必要とするか等を、区の会議で確認する必要があることから、令和6年10月16日から10月22日までに、窓口予約の上、必要書類の提出をお願いするほか、保育課への事前の連絡をお願いします。

※受け入れの要件、対象とする医療的ケアの範囲、対象年齢、受け入れ可能な保育時間等については、区ホームページ「保幼(ぼよ)ナビ」の「杉並区立保育園における医療的ケア実施ガイドライン」をご覧ください。

※子どもセンターでの相談・申込みはできません。

※受け入れ園については、保育課へお問い合わせください。